

# 質問回答書

令和8年6月18日

質問項目	質問内容	回答
道路維持管理支援システム使用に関する契約仕様書 P.1, 4 システム機能内容 に関して	地図機能に関して、“⑥モバイル端末で取得した計測軌跡を表示する機能”とありますが、計測軌跡の表示先は道路維持管理支援システムのみでの認識でよろしいでしょうか。(モバイル端末には不要でしょうか。)	計測軌跡の表示先は道路維持管理支援システムのみでも問題ありません。
第2号様式 会社概要 2 有資格者数	当社は業種・事業領域の違いにより、該当資格者を有しておりません。(子会社の建設・土木会社には多数有資格者はおります。) 今回の場合、システム案件という事で、当社人数として記載してもよろしいでしょうか? (「0名」という記載となります。) 関連企業の人数の	有資格者数の欄には、貴社人数を記載してください。
第4号様式 技術者調書 1 管理技術者 2 照査技術者	今回はシステム提案となりますので、上記管理者は1級土木施工管理技士等が担当しておりません。担当技術者は業務の実務を遂行する者を記載する認識です。当社として実績のあるシステム担当者として記載をするという事でよろしかったでしょうか?	技術者の欄には、本業務の実務を遂行するシステム担当者を記載してください。
公告文 P.2 7 企画書提出 (2) 提出書類	企画提案書について、正・副ともに会社名が明記されていても良いでしょうか。	正・副ともに会社名が明記されていても問題ありません。

質問項目	質問内容	回答
<p>実施要領 P.2 6.選定方法 (2) プレゼンテーション・デモンストレーション</p>	<p>プレゼンテーション・デモンストレーションについて、画面表示するモニタもしくはプロジェクター等の機材については、市の方でご準備頂けますでしょうか。あるいは参加企業側で準備するものはありますでしょうか。</p>	<p>プレゼンテーション・デモンストレーションの際には、松本市側でプロジェクター等の機材を用意します。</p>
<p>実施要領 P.3 7.審査項目及び評価基準(評価基準展) (2)価格評価(70点満点)</p>	<p>「※価格は3か年分」とありますが、第6号様式の見積書では年間事業費用の1年分の記載欄のみです。第6号様式に記載される合計値は、様式の通り、初年度を含む2か年分ですよろしいでしょうか。</p>	<p>第6号様式の合計には、初年度を含む2か年分の費用を記載してください。</p>
<p>仕様書 P.1 4 システム機能内容</p>	<p>表 システム基本要件の地図機能に「ゼンリン住宅地図」がありますが、ゼンリン住宅地図の使用料を見積に計上する必要がありますか。計上の必要がある場合、ID数などの利用条件をご提示いただきたく、よろしくお願い致します。</p>	<p>見積には、ゼンリン住宅地図の使用料も計上してください。ゼンリン住宅地図のID数は6ID以上とします。</p>
<p>仕様書 P.1 4 システム機能内容</p>	<p>表 システム基本要件の地図機能の①貸与データは、shp ファイルや csv、Excel などのシステムで活用できるデジタルデータでしょうか。あるいは、紙資料、PDF データでしょうか。</p>	<p>貸与データはデジタルデータになります。</p>
<p>仕様書 P.2 5 機器調達</p>	<p>「貸与する機器は、スマートフォンもしくはタブレットを9台」とありますが、準備する機器は参加企業側で決めて良いということでしょうか。</p>	<p>仕様書 P.2「表 モバイル端末動作環境」の内容を満たすモバイル端末であり、参加企業様側で準備可能なスマートフォンとタブレットをそれぞれご提案ください。最終的なモバイル端末の決定は、松本市側で行います。</p>
<p>第3号様式 業務実績調書</p>	<p>実施中の業務（工期が令和9年3月の案件など）は実績として記載してもよろしいでしょうか。もしくは令和8年6月5日までに完了した案件のみが実績の対象でしょうか。</p>	<p>現在実施中の業務についても、実績として記載いただいて構いません。</p>

質問項目	質問内容	回答
第3号様式 業務実績調書	業務実績における発注機関について、公益財団法人（または一般財団法人）である県関連団体の場合は業務実績として認められますでしょうか。	公益財団法人・一般財団法人についても、業務実績として認めます。
第3号様式 業務実績調書	TECRIS もしくは契約書の写しの添付は必要でしょうか。	TECRIS や契約書の写しの添付は不要とします。
第4号様式 技術者調書	①経歴の下方に「※管理技術者と照査技術者、主担当技術者の兼務は認めない。」とありますが、主担当技術者の技術者調書は作成が必要でしょうか。	主担当技術者の技術者調書は作成不要とします。
第4号様式 技術者調書	管理技術者及び照査技術者の技術者調書の②業務実績について、照査技術者として対応した案件を業務実績として記載してもよろしいでしょうか。もしくは、管理技術者、担当技術者として実施した案件のみが業務実績として記載対象でしょうか。	照査技術者として対応した案件についても、業務実績として記載いただいて構いません。
公募型プロポーザル実施要領	・会社を特定できるような企画提案書の作成、プレゼンテーションの実施でよろしいでしょうか。	会社を特定できるような企画提案書の作成、プレゼンテーションの実施で問題ありません。
公募型プロポーザル実施要領 6.選定方法	・プレゼンテーションとデモンストレーションの時間配分や発表順は発表者が説明 20 分の中で適切に決めてよろしいでしょうか。	プレゼンテーションとデモンストレーションの仕方については、説明 20 分間の中で発表者が決めてください。

質問項目	質問内容	回答
仕様書 P.1～ 2 表システム基本要件について 地図機能 ①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地図や貸与データを表示できること」とありますが、ゼンリン住宅地図、松本市都市計画図、松本市道路台帳附図、松本市道路網図と挙げられているもの以外に、表示する地図や貸与データはありますか。</li> <li>・ゼンリン住宅地図、松本市都市計画図、松本市道路台帳付図、松本市道路網図等はどのようなデータ形式で貸与いただけますでしょうか。</li> <li>・「ゼンリン住宅地図」が貸与の場合、形式をご教示ください。</li> <li>・ゼンリン API の利用は想定されていますでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本システムの初期導入時は、ゼンリン住宅地図、松本市都市計画図、松本市道路台帳附図、松本市道路網図を予定していますが、システムを使用する中で、データの追加等を相談する場合があります。</li> <li>・貸与データについては、shp ファイル等のデジタルデータでの貸与になります。</li> <li>・ゼンリン住宅地図は貸与ではありません。</li> <li>・現在はゼンリン API の利用を想定していません。</li> </ul>
仕様書 P.1～ 2 表システム基本要件について 機能要件 ● 道路維持管理支援システム⑫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貴市における現在の LINE 通報受付から現場対応、対応後の報告・記録に至るまでの一連の業務の流れについて、差し支えない範囲で結構ですので、具体的な運用イメージ（どのような流れで対応されているか）をご教示ください。</li> <li>・自動連携について、リアルタイムな API 等による連携を想定していますでしょうか。CSV 等によるファイル連携を想定していますでしょうか。</li> <li>・リアルタイムな連携の場合、想定する連携頻度のイメージをご教示ください。</li> <li>・「松本市公式 LINE の道路損傷等通報」の運用・保守は外部委託されていますでしょうか。</li> <li>・外部委託の場合、本業務受注後に委託事業者との打合せは可能でしょうか。</li> <li>・LINE 投稿から取得するデータは、損傷対象の種別・写真・位置情報・内容以外にどのようなデータが取得可能でしょうか。</li> <li>・「松本市公式 LINE の道路損傷等通報」には、9 項目の通報内容がありますが、全て道路維持管理支援システムに取り込みが必要でしょうか。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.届いた LINE 通報をインターネット上で確認し、通報内容を印刷及び紙の受付処理表に記入。</li> <li>2.現場作業班に電話にて通報内容を共有し施工指示。</li> <li>3.施工完了後、現場作業班から担当者へ完了の連絡。</li> <li>4.LINE 通報者に完了した旨を返信。</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リアルタイムな連携を想定していません。</li> <li>・通報が入り次第都度の連携を想定しています。</li> <li>・基本的には松本市の内部で運用しています。</li> <li>・打合せ可能です。</li> <li>・通報した日時も取得可能です。</li> <li>・取り込む通報内容については、契約後、松本市と契約業者で協議の上、決定するものとします。</li> </ul>

質問項目	質問内容	回答
仕様書 P.2 6 検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「システムの動作を確認するため、別紙に示す機能要件を満足しているか検査を実施するものとする」とありますが、別紙をご教示ください。</li> </ul>	<p>別紙と記載してありますが、検査を行う機能要件は、仕様書 P.1 から P.2 にあります「表システム基本要件」の項目「機能要件」の内容になります。</p>